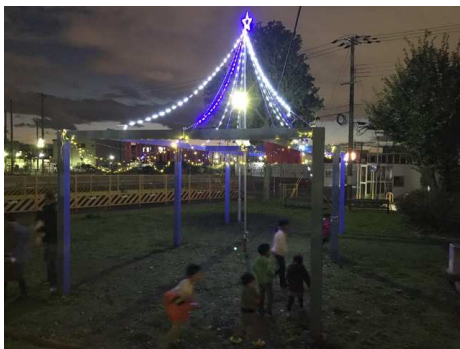


地域活動・自治会
活動のヒントが
見つかる！

地域力を高める取組・事例集

～平成29年度 市民自治推進委員会の議論から～



平成30年（2018年）3月
吹田市市民自治推進委員会



1	ごあいさつ	2
2	地域力を高める取組・事例	3
A	地域活動・自治会活動を盛り上げるには	5
	取組① 個人で気楽に地域活動に参加できる仕組みをつくる！	
	取組② 自分たちの地域について考える機会を設ける！	
	取組③ 市内外の地域情報の発信と収集に努める！	
	取組④ これまでの地域活動を見直す！	
	取組⑤ 地域の魅力アップにつながるイベントを行う！	
	取組⑥ 目標・理想を持って地域活動を始めてみる！	
	取組⑦ 地域住民の誰もが集い、交流できる場をつくる！	
	取組⑧ 企業や大学を含めた地域の諸団体で連携する！	
B	自治会への加入者を増やすには	12
	取組⑨ 自治会未加入（脱会）の理由を知る！	
	取組⑩ 自治会費のあり方を見直す！	
	取組⑪ 自治会役員の負担を軽減する！	
	取組⑫ 自治会加入の仕方をわかりやすくする！	
	取組⑬ 自治会員（自治会加入）のメリットをつくる！	
	取組⑭ 自治会加入をマンション建設業者などにも働きかける！	
	取組⑮ 自治会のない地域などは時代にあった自治会をつくる！	
3	市民自治推進委員会委員からのメッセージ	17

【参考資料】

- ・吹田市自治基本条例（抜粋）
- ・すいたの地域自治のあり方検討意見集 ～平成28年度（仮称）吹田市地域委員会研究会のまとめ～（抜粋）



1 ごあいさつ

吹田市自治基本条例に基づき設置されている市民自治推進委員会では、(仮称)地域委員会研究会(※)の議論を引き継ぎ、吹田市の重要な政策課題である「地域力の向上」について議論しています。

同研究会の考え方は、喫緊の地域課題である「活動の担い手・役員のなり手不足」を解消するため、「地域ネットワークの構築」から始めるべきであるというものでした。それを踏まえ本委員会では、行政の協力を得て連合自治会へのアンケート、他自治体の事例調査を実施しながら、具体策について15の取組にまとめ、市内外の事例や参考となるデータを付して紹介しています。

本書はわずか一年間の議論の成果ですが、地域や行政の皆さんにひとまずお示しする中で、フィードバックも図りながら、平成30年度末の委員任期満了まで吹田市の地域力の向上に全力で取り組んでまいります。ぜひ本書を読まれた感想などがございましたら参考にさせていただきますので、冊子裏面の宛先までお寄せいただければ幸いです。

最後になりましたが、御多忙の中、アンケートに御協力いただきました自治会の皆様方に厚く御礼申し上げます。

吹田市市民自治推進委員会

※(仮称)地域委員会研究会・・・住民自らが地域の課題を解決する新たな組織づくりを研究するため、平成23年7月に設置された懇談会。28年度末に解散。研究会の考え方は「すいたの地域自治のあり方検討意見集」にまとめられています。(参考資料に抜粋を掲載しています)

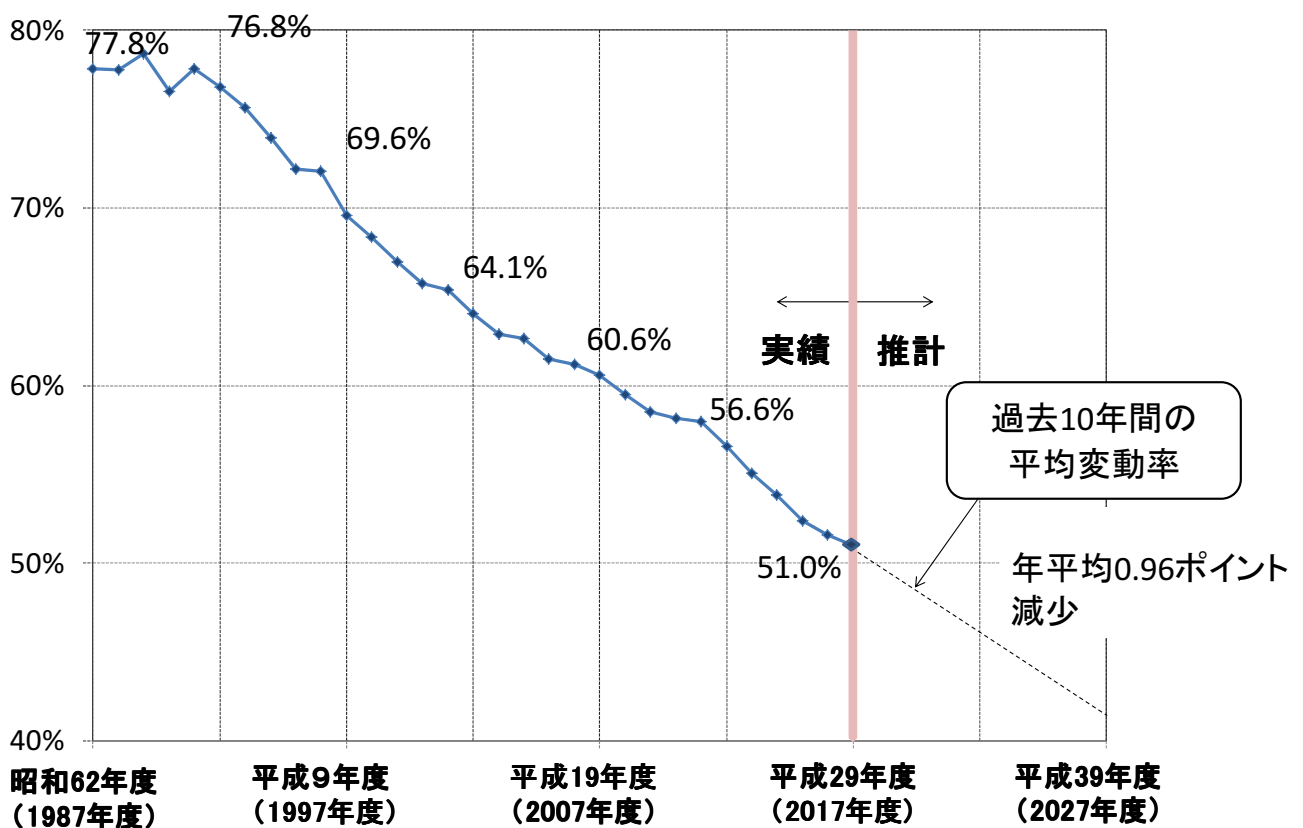
2 地域力を高める取組・事例

《はじめに》

現在、地域活動の中心を担っている自治会は、価値観の多様化や高齢化などの影響もあり、加入率が減少しています（参考データ参照）。加入率を上げること自体を目標とすべきではありませんが、いまだ住民の半分が加入する団体を支援することは地域力向上には欠かせません。

そうしたことから、市民自治推進委員会では自治会の加入促進策についても議論しました。そのため、この取組・事例集では「A 地域活動・自治会活動を盛り上げるには」に加えて「B 自治会への加入者を増やすには」を別に設けています。両者を一体的に進めてこそ、真の地域力の向上が図られるものと考えています。

【参考データ】自治会加入率の推移



★地域活動とは★ 主に地域の諸団体が行う公益的活動を指します。

地域の諸団体には、自治会や福祉委員会、青少年・体育関係団体などの地縁型の組織、NPOやボランティアグループなどテーマ型の組織があります。他市に比べて吹田市では、公共施設等（※下記に一例）を使用しながら、活発に活動されています。

★自治会活動とは★ 自治会が行う公益的活動を指します。

自治会とは、一定の区域内に住む人々が、よりよい環境・充実した生活が営まれるようお互い協力し合って運営している自治組織で、加入は任意となっています。会員の皆さんは、常日頃から、子どもの見守り活動、防災・防犯活動、地域の連帯・親睦行事、まちの美化活動等に取り組まれています。

※地域活動・自治会活動に使用可能な貸室のある公共施設一例(市民自治推進室所管分)

名称	住所	電話番号
内本町コミュニティセンター	内本町2丁目2番12号	6319-3395
亥の子谷コミュニティセンター	山田西1丁目26番20号	6878-3155
千ーコミュニティセンター	原町2丁目12番2号(3階)	6387-1034
千里山コミュニティセンター	千里山霧が丘22番1号	6310-7002
千里市民センター	津雲台1丁目2番1号	6834-0054
岸部市民センター	岸部南1丁目4番8号	6317-1293
豊一市民センター	垂水町1丁目53番7号	6384-1290
千里丘市民センター	千里丘上14番37号	6878-9510
山田ふれあい文化センター	山田東1丁目28番9号	6876-1201
津雲台市民ホール	津雲台4丁目1番1号	6871-0261
高野台市民ホール	高野台1丁目6番1号	6871-0678
佐竹台市民ホール	佐竹台2丁目5番1号	6871-0101
桃山台市民ホール	桃山台2丁目5番5号	6871-0554
青山台市民ホール	青山台2丁目1番20号	6872-0761
藤白台市民ホール	藤白台2丁目9番1-114号	6872-0077
古江台市民ホール	古江台2丁目10番21号	6833-5919
竹見台市民ホール	竹見台3丁目5番3号	6833-5941

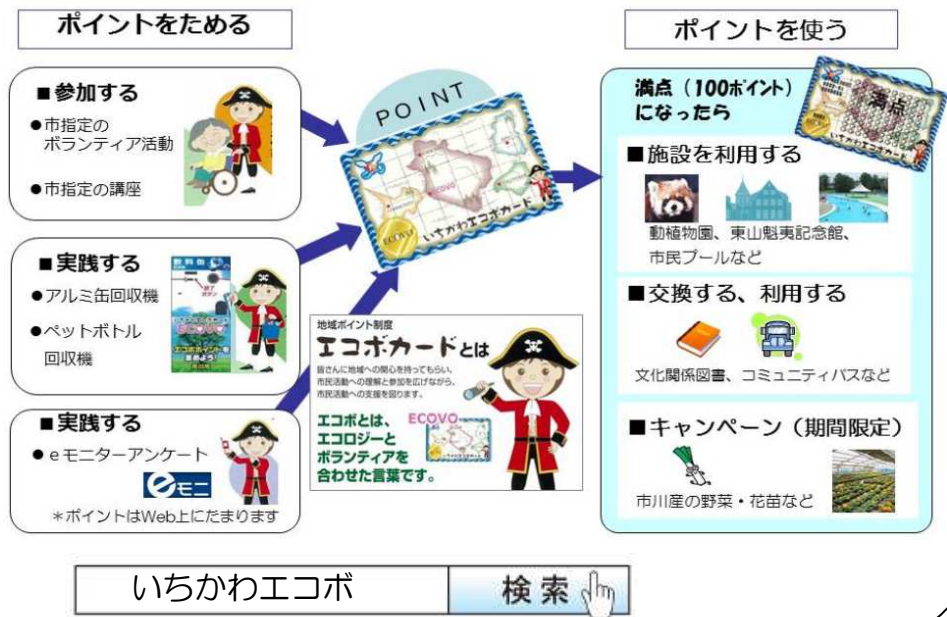
A 地域活動・自治会活動を盛り上げるには

取組① 個人で気楽に地域活動に参加できる仕組みをつくる！

- 市民団体や地域団体に属していない住民でも地域活動に気楽に参加いただけるように、参加ごとにポイントがもらえて各種サービスと交換できるような仕組みを地域自ら、また行政と協力の上、行っている地域があります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

千葉県市川市では、地域への関心を持ってもらい、市民活動への理解と参加を広げることを目的として、地域ポイント制度「いちかわエコボカード」を導入しています。



取組② 自分たちの地域について考える機会を設ける！

- 自分たちの住むまちに愛着がわき、自分たちの暮らしをデザインする意識が生まれます。きっかけづくりとして、防災マップやコミュニティタイムライン（防災行動計画）づくりなど身近な防災の問題から始めてはどうでしょうか。この取組は生涯学習の視点で行政の支援を得ながら継続することが大切です。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

東大阪市では、地域自ら「まち（地域）とは何か」「主体的にまちづくりをしていくには何が必要か」などについて考える「地域協働サミット」を地区ごとに開催しています。そこで出された意見は、市のホームページでわかりやすく公開され、地域の声や想いを市政に反映させる制度をつくる審議会に提出されます。



地域協働サミット

検索 (with a hand cursor icon)

取組③ 市内外の地域情報の発信と収集に努める！

地域に根差した細かな情報の発信から、他地域の優れた取組の情報収集まで、市内外の地域情報を住民間で共有することが大切です。回覧板以外にも広報紙やインターネットを活用すればより効果的です。また、地域だけではなく行政もわかりやすい情報の発信に努めなければなりません。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

兵庫県伊丹市の自治会連合会では、先進自治体の取組を学ぶため、視察研修を実施されています。これまでに様々な団体と活発な意見交換をされ、自治会ガイドブック・加入促進マニュアルの作成や地域の活性化・まちづくりの参考とされています。

そういった情報は「自治連だより」に掲載して、地域で共有するとともに、新任自治会長研修会や自治会長交流グラウンドゴルフ大会を開催するなど日頃から市内他地域の連携に努めておられます。



伊丹市 自治会連合会

検索

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

奈良県生駒市のホームページでは、地域活動・自治会活動等に関する住民の知りたい情報が一目でわかりやすく整理されています。

市民力

生駒市は、「市民が主体となってつくる、夢と協働のまち」をまちづくりの目標としています。市民の力や地域の活動こそがまちづくりの推進力。様々な能力や経験をもったみなさん、何か活動を始めたいと考えているみなさん、気軽に参加してみませんか。

自分の力を地域に活かす

生涯学習まちづくり人材バンクなど知識や経験を活かす活動の募集情報登録者の活動内容

みんなで学ぶ・楽しむ

自主学習グループの紹介など学習団体やサークル活動に関する情報

ボランティアやNPO活動をする

市民活動に関する支援や市民活動推進センターからサポート登録団体の情報

地域に根差した活動をする

自治会・自治連合会情報

11・12月の「イコマニアイベント」

NEW! ボランティア募集情報

ボランティア活動・相談のページ

IKOMA Civic Tech Award 2017

平成29年度 イコママポ

(2017年10月11日)

生駒市 市民力

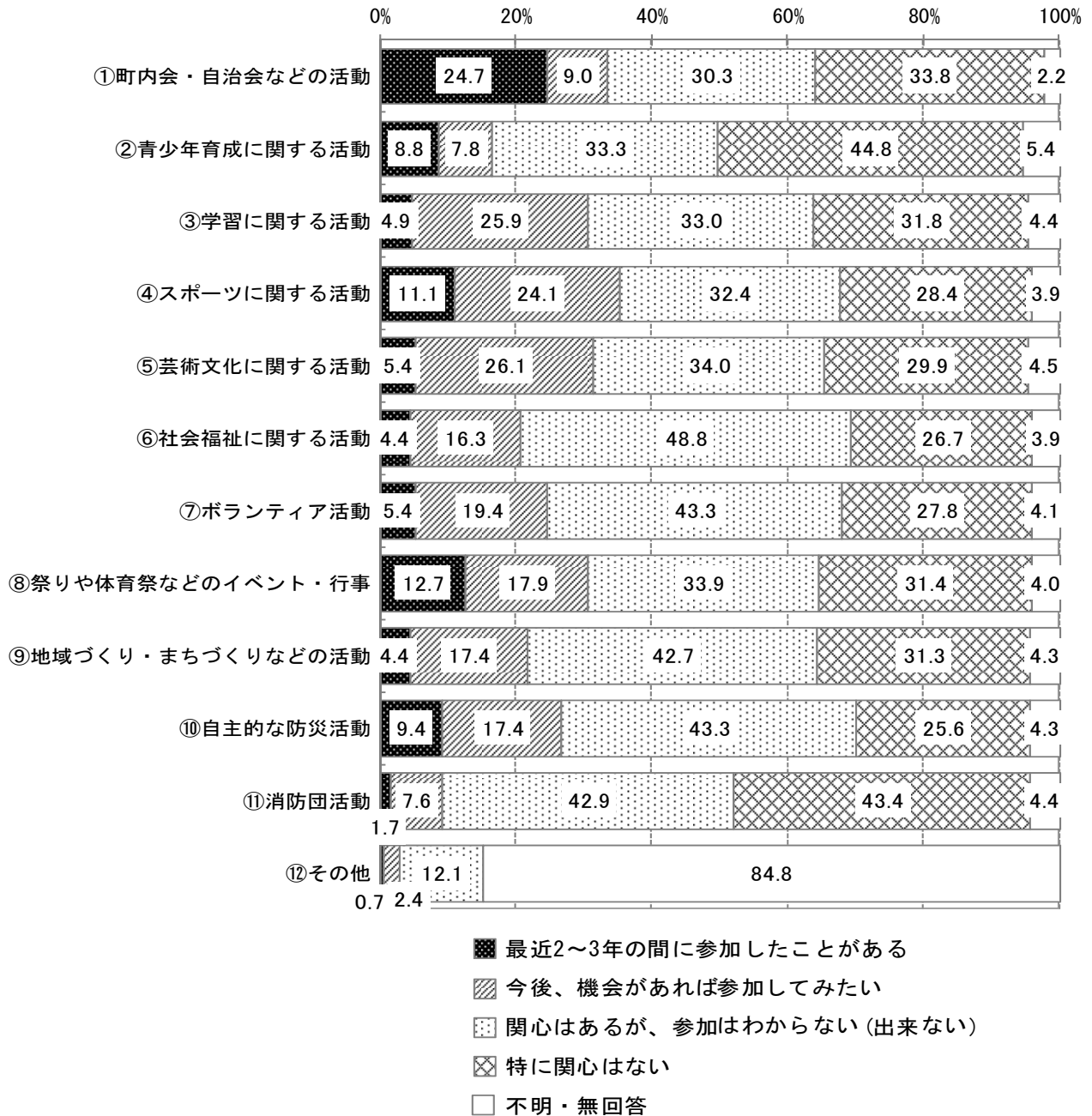
検索

取組④ これまでの地域活動を見直す！

- 住民の地域活動への関心度を意識しながら定例の行事やイベントのあり方を見直してはどうでしょうか。他団体との共催や他地域との合同開催の可能性も検討し、役員の負担軽減につながれば、新たに魅力あるイベントを行う余裕も生まれます。

【参考データ】地域活動への関心度

N=1,193



(平成 26 年(2014 年)度 吹田市市民意識調査報告書)

取組⑤ 地域の魅力アップにつながるイベントを行う！

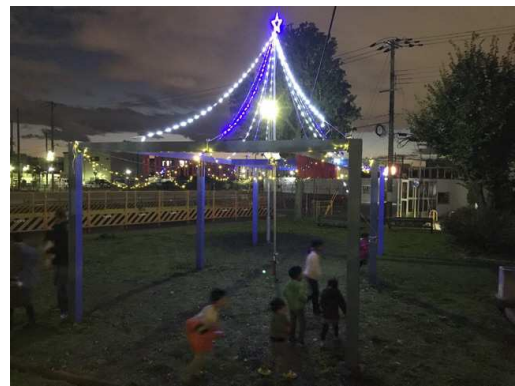
- 通年の行事以外に、幅広い世代の住民が参加でき、地域の魅力がアップするようなイベントを考えてみるのもいいでしょう。既存の地域団体だけでなく、地元の大学や企業等に働きかければ、より地域全体の活性化につながります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆



吹南地区では、平成31年3月のJR新駅開業を前に、さらなる地域の魅力アップのため様々なことに取り組まれています。平成29年11月には「南吹田イルミネーション&ナイトカフェ」を上新田公園で開催されました。当日は寒い中、大人から子どもまで250名の住民の方々が、

温かい「ぜんざい」や「うどん」を頼張り、コーヒーを飲みながら、イルミネーションと竹灯りを楽しまれました。



◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

千里市民フォーラムは、「千里」に関わる多彩な市民やグループのオープンなネットワーキングの場です。これまでにあらゆるジャンルの地域密着型のイベントを行ってこられました。昨年は市民の



持ち込み企画を



実現した「灼熱！！ウォーターバトル」を開催。約900の方が来場し、公園は大賑わいとなりました。参加者からは「親子で楽しめた！」「また公園に行きたい！」といった感想が多く寄せられました。

千里市民フォーラム

検索



◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆



豊中市北部の千里中央地区では、市民有志で行政の協力も得ながら、公共的空間の「質の高い使いこなし」を実践し、まちへの愛着を強められるような環境づくりを目指しています。その第一歩として、「せんちゅう芝

生ナイトシアター」を開催。当日はいろいろな世代の方が来られ、芝生の観覧席でお酒やおつまみを楽しみつつ、夜風を感じながら映画を楽しまれました。今後も継続されるとのことです。ふらっと足を運ばれてはいかがでしょうか？



芝生ナイトシアター

検索

取組⑥ 目標・理想を持って地域活動を始めてみる！

- 自分たちが疑問に思ったことなどをきっかけに地域活動をまずはやってみてはどうでしょう。目標や理想の未来像が明確であれば、他の住民の動機付けや行動に結びつき、行政も動き、自分たちの望むまちづくりにつながっていきます。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

滋賀県近江八幡市の八幡堀は、生活の場として長らくその役目を果たしてきましたが、生活形態の変化に伴って、ヘドロの堆積や不法投棄の場となり、埋め立てる方向で話が進んでいました。

そんな中、青年会議所が「堀は埋めた瞬間から後悔が始まる」を合言葉に市民へ呼び掛けをし、毎週日曜日に堀の自主清掃を始めました。当初は清掃作業を横目に野次を飛ばす人やゴミを捨てていく人もいたようですが、やがて近江八幡の誇りを取り戻す事業として共感の輪が広がり、埋め立ては中止に。今では観光客の訪ねたい場所として風情ある風景を取り戻しました。



八幡堀

検索

取組⑦ 地域住民の誰もが集い、交流できる場をつくる！

- 公民館等の公共施設や住民の居宅等を活用しながら、月1回でも定期的に住民が自由に集えるカフェのような場を設け、地域情報や地域の困り事などを共有する。そういったご近所の顔がわかる関係づくりが地域活性化の第一歩となります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

五月が丘北むつみ自治会では、会員の減少、独居高齢者や空き家の増加により、住民の関係が希薄になりつつあると感じ、ご近所の顔がわかる地域にしたいと「庭先カフェ」に取り組まれています。

自治会内には、会館や集会所がないため、防災用具を置いている遊園とその倉庫にあったテーブル・椅子を使い、月に1回、各班長が持ち回りで担当し自由に企画。



最初は人が集まるのかという不安もあったようですが、花見やビアガーデンを催して一人住まいの方を誘い出したり、天候が悪ければ住民宅のガレージを利用させていただくなどアイデアを出し合って創意工夫されています。場所や予算がなくても、みんなが試行錯誤する過程が大切で、それによって地域がつながり、災害時にも共に考え行動できる良い訓練になる、そんな想いを抱きながら続けておられます。



取組③ 企業や大学を含めた地域の諸団体で連携する！

●NPO、商業者、福祉に携わる業者、学校、地域在住の市職員、志ある個人などいろいろな住民がつながり、共に協力し活動する仕組みをつくれましょう。過去のアンケートでは半数近くの地域団体が諸団体の参画したまちづくり組織の常設が必要であると答えておられます。地域活動の新たな担い手の発掘につながれば、負担となっている当て職も廃止でき、役員負担の軽減にもつながります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

北山田地区自治団体連合会では、福祉委員会や体育振興会といった諸団体、公民館、地区集会所が実行委員会形式で連携しながら、小学校の校庭や地区集会所を効果的に活用して夏祭りや餅つき大会など多彩な活動をされています。

諸団体が相互に依存する形で進めてきた結果、参加者数は年々増加し、地域の親睦も充実、新たな人材交流に発展しているとのこと。そうした地域の取組は広報紙に掲載され、住民の皆さんに共有されています。



◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

佐竹台地区では、自治会や福祉委員会、PTAなど地域活動を担う方々が集まって子どもから大人までが楽しく暮らせるまちづくりを目的に立ち上げた「佐竹台スマイルプロジェクト」が様々な活動をされています。

佐竹台2丁目5番5号にある「さたけん家」では、子育て支援や子どもの学習支援、またコミュニティカフェ



や福祉目的で食事を安く提供する食堂を行うなど地域住民の貴重な居場所となっています。

さたけんち

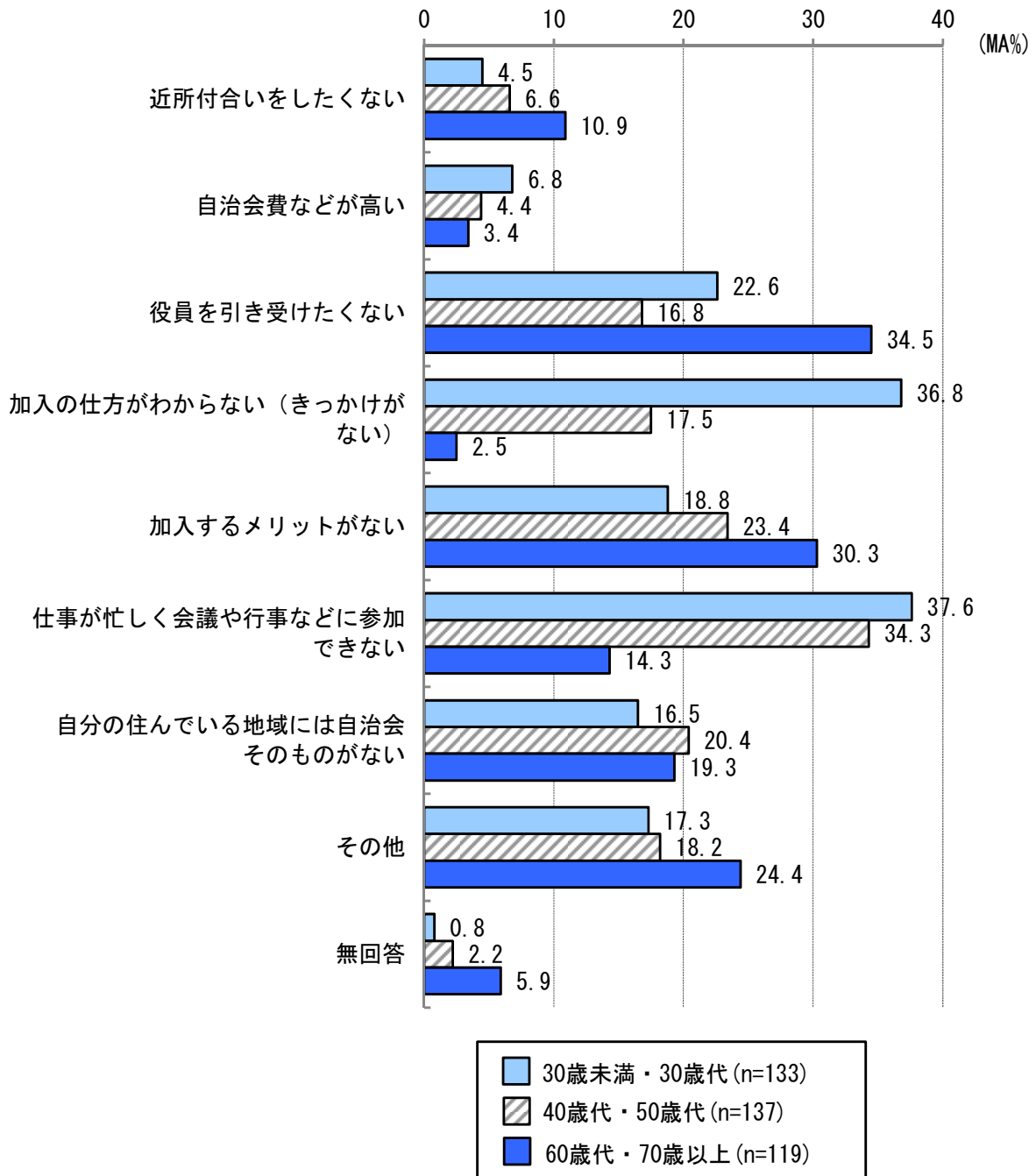
検索

B 自治会への加入者を増やすには

取組⑨ 自治会未加入（脱会）の理由を知る！

行政が実施した未加入理由の調査結果はありますが、地域自らでも未加入者等にアンケートやヒアリングを行い、未加入（脱会）理由を知ることによって、当該地域に合った加入促進に取り組むことができます。

【参考データ】自治会未加入の理由



(平成 28 年(2016 年)度 吹田市市政モニタリング調査報告書)

取組⑩ 自治会費のあり方を見直す！

- 未加入理由のうち、「自治会費などが高い」は、いずれの年代も低くなっていますが、住民のライフスタイルは多様化しており、時代に合わせた会費のあり方を考えてみる必要があります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

- 一人世帯、低所得世帯、高齢世帯の会費を減らしている。
- 役員になった世帯の会費を免除している。
- 会員を「特別会員」「賛助会員」「協力員」などに分け、ライフスタイルに合わせた会費と参加形態にしている。
- 会費の銀行振り込み、クレジットカード払いができるようにしている。



取組⑪ 自治会役員の負担を軽減する！

- 未加入理由のうち、「役員を引き受けたくない」は、60歳代以上で最も多く、「仕事が忙しく会議や行事などに参加できない」は、60歳未満で最も多くなっています。役員の負担を軽減することで、多くの世代が参加しやすい自治会となります。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

- 同一役職の継続制限を設けている（例：2期4年間まで）。
- 高齢世帯の役員を免除している。
- 協力役員制度（OBによるサポート）、会長二人制を導入している。
- 運営マニュアルをつくり、業務引継ぎを容易にしている。
- メールやLINE、ホームページを活用した情報伝達を行い役員の会議を減らしている。
- 自治会を集約、合併したり、行事等を近隣の自治会や他の地域団体と合同開催したりし、役員負担を減らしている。
- 本来の目的以外の業務や行事を自治会組織から切り離し、別組織としている。



取組⑫ 自治会加入の仕方をわかりやすくする！

- 未加入理由のうち、「加入の仕方がわからない（きっかけがない）」は、30歳代以下で最も多くなっています。これまでの加入方法や勧誘書類等を再検討し、転入者や若い世代が加入しやすいよう工夫してはどうでしょう。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

- イベント時などに加入促進チラシを配付している。
- 加入促進ポスターを掲示している。
- 地域全体の転入者に説明会を実施している。
- 転入者の自宅を訪問し、加入の呼びかけをしている。
- 自治会をわかりやすく伝える「人形劇」を開催し、加入につなげている。
- 市内で統一的な申込書を作成し、インターネットを通じても加入できる仕組みを整えている。



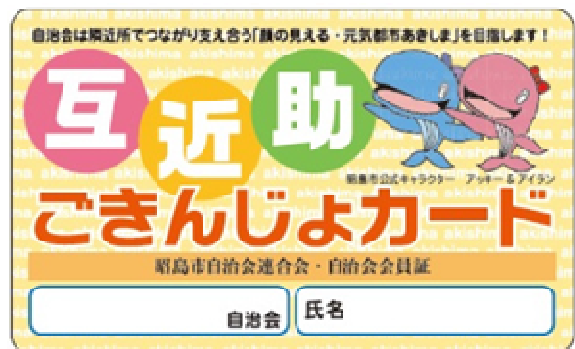
(さいたま市自治会連合会の加入促進ポスター)

取組⑬ 自治会員（自治会加入）のメリットをつくる！

- 未加入理由のうち、「加入するメリットがない」は、40歳代以上で2番目に多くなっています。メリットの創出による差別化は、加入促進に一定の効果をもたらしますが、地域コミュニティが自治会員かどうかで分断されるような事態は避けなければなりません。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

- 防災用品、防災の備蓄品を配付している。
- ゴミ袋を一括購入し、無料配付している。
- 行事等で記念品等を配付している。
- 高齢者を対象に電球交換や家具移動、買い物同行等のサービスをしている。
- 自治会加入により、子ども会や高齢クラブの会員になれるようにしている。
- 自治会会員証を作成し、加盟店への提示により各種のサービスが受けられるようにしている。



(東京都昭島市自治会連合会の自治会員証)

取組⑭ 自治会加入をマンション建設業者などにも働きかける！

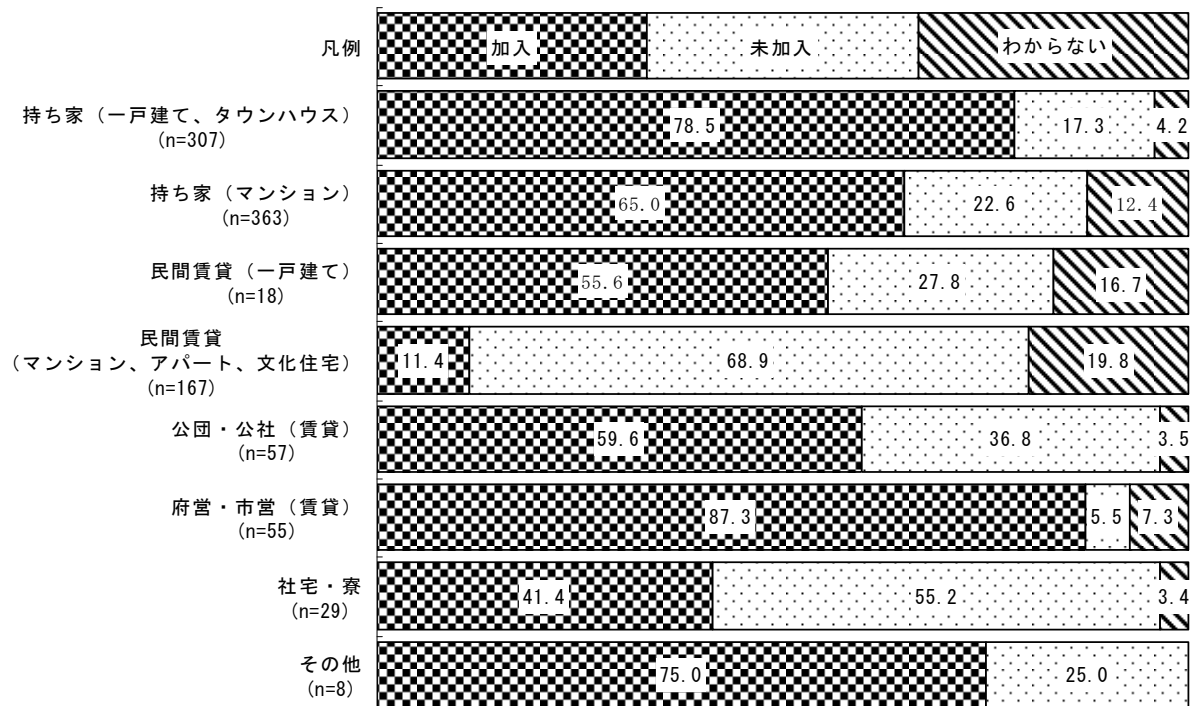
参考データによると、マンション居住者の加入率が低い状況にあります。自治会の加入率を高めるために、住民以外のマンション建設業者などに働きかけることも有効です。その際は、自治会加入があくまでも任意であることに留意しながら、行わなければなりません。

◆◆◆ 事例紹介 ◆◆◆

- 新築のマンション等には、建設時から自治会の説明や加入の勧誘を要望している。
- 不動産協会、宅地建物取引業協会等と連携し、住宅契約段階で加入を促進している。
- 建築主や工事施工業者へ完成後の自治会加入、設立への働きかけをしてもらっている。



【参考データ】住居形態と自治会加入率



(平成 24 年(2012 年)度 吹田市市政モニタリング調査報告書)

3 市民自治推進委員会委員からのメッセージ



市民自治は21世紀の政治を考える際のキーワードです。しかし、まだ多くの人々には十分理解されていません。どこか他人事です。どうしたら吹田で市民自治が広がるのか。1年間委員の皆さんと真剣に考えました。ぜひ皆さんにも一緒に考えてもらいたいです。それが市民自治の第一歩ですから！

委員長 坂本 治也

平成29年度（2017年度）から吹田市内で働きはじめ、ご縁があり吹田市市民自治推進委員会のメンバーとして、この事例集づくりに関わることになりました。委員会では、市民委員の皆さんの鋭い発言の中に、吹田を愛する熱い想いを感じています。この事例集を、是非ご活用ください。

副委員長 田中 富雄

地域力ってなんでしょう？ 何となくわかりますが、何となくわかりません。困った時にはみんなで助けあえる。助けがいる時に声をあげられる。そんな緩やかなネットワークでしょうか。生涯学習や趣味のつながりも実はとても重要なのではと実感しています。

委員 尾浦 芙久子

私たちが暮らす「まち」を育てるのは誰でしょうか。市議員などの政治家や市役所などの行政職員ではありません。そこに住んでいる限り暮らしにくくなっては困ります。少しでも暮らしやすくなるように私たち自らが「まち」を育てる仕組みが必要です。

委員 片岡 誠

人もシステムも良い所を伸ばせばきっともっと良くなると思います。無関心が地域を劣化させる要因だと思いますので、自分の周りで誰がどんなことをしているかを知り、共感できることがあるなら参加されることをお勧めします。やっけて楽しいことで地域が活性化するのが一番良いと思います。

委員 阪本 ひとみ

「何か面白そうなボランティア活動はないかな？」スマホで検索！「孫のほのかちゃんと一緒に公園の清掃！老人施設のイベントに行くのもいいなあ」子どもからシニアまで気軽に参加できる地域活動がしたいです。みんなが参加したくなるような仕組みと魅力のあるまちづくり…。

委員 仲倉 嘉奈女

私の地域では、おおさか東線の新駅が平成 30 年度（2018 年度）に完成される事に伴い、8 年前に市・地域の企業・自治会の皆様で、まちづくり市民協議会を設立し、協働による魅力のあるまちづくりの推進に努めています。駅完成も近づいているので地域の住民参加も増えています。

委員 中塚 尚

地域力を高めるためには、物事に無関心でなく率先して行事に参加し身体で覚える事が大切です。役員になるのが大変だからと尻すぼみになりがちですが、任期を終えると案外「楽しかった、良き知人と出会えた」と答える人が多いです。まず参加し実践する心と行動が地域力を高める第一条件です。

委員 三原 孝和

【 参 考 資 料 】

吹田市自治基本条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- （2）参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- （3）協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- （4）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （5）市 議会及び執行機関をいいます。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

（市民自治の基本理念）

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- （1）市民は、等しく尊重されること。
- （2）市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- （3）市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

（市民自治の運営原則）

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- （1）情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- （2）市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- （3）協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

第3章 市民の権利、責務等

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

(市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

- 2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。
- 3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 委員会は、委員8人以内で組織します。
- 5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができません。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

すいたの地域自治のあり方検討意見集

～平成28年度（仮称）吹田市地域委員会研究会のまとめ～（抜粋）

研究会の考え方

地域と市は、地域自ら地域のことを考え、自らの手で治める「**地域自治の確立**」を最終目標に置かなければならない。その点、市から地域に一定の権限と財源を付与し、地域自ら課題を解決する(仮称)地域委員会制度の方向性は誤りではなかった。しかし各地域が「活動の担い手・役員のなり手不足」の問題を抱えていることを考えると、まずは「**地域ネットワークの構築**」から始め、地域が協力して小さなことから課題を解決する成功体験を重ね、地域力をさらに高めた上で、「**地域自治の確立**」に向けた取組を行うべきである。

地域ネットワークの構築

社会状況や地域の特性を踏まえ、以下の三つを活動原則とし、各地域が地域内だけでなく市及び地域活動支援者(以下「市等」)とつながることで吹田市の「地域力の向上」を図る。

三つの活動原則の遵守

自由に!

地域は各々に歴史と特性があるので、自由にその地域に合った活動方法を自ら考え、自らの責任で行う。市等は全地域一律ではなく当該地域の実情に合わせた支援及び情報の提供を行う。

楽しく!

地域活動は大変だが、乗り越える楽しさもある。人を集めるためには、活動を楽しむ工夫や楽しい行事を取り入れることも必要。地域と市等はそうした事例を共有し、他地域にも広める。

無理せず!

社会状況の変化で市民は多忙であるので、地域の会議や行事を見直すなど無理のない範囲で活動する。市等は地域に負担を掛けないよう留意しつつ、地域運営のスキルアップを支援する。

四つのつながりの強化

“団体”のつながり

吹田市では連合自治会が中心となり、諸団体の意見を聴きながら地域運営を行っているが、さらに多くの団体等が地域の意味決定に参画できるよう「協議の場」を充実させる。

“個人”のつながり

地域に関心のある人たちが、個人としての立場で気軽に参加して地域のことを語り合える、地域の意思決定の場とは別の井戸端会議をイメージした「対話の場」を設ける。

“地域”のつながり

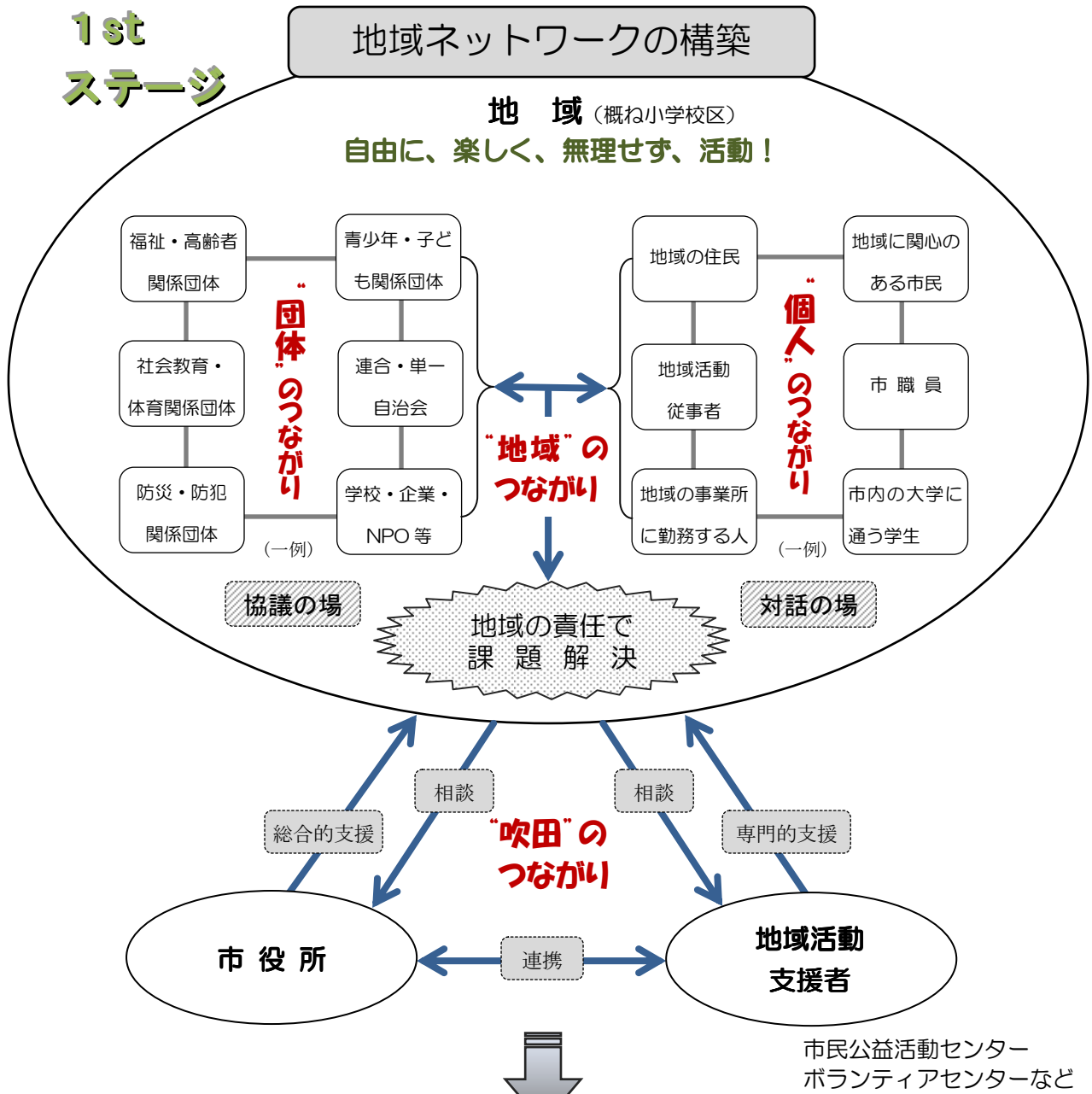
地域で実際に活動されている人たちに、「協議の場」「対話の場」双方に参加いただくなど“団体”と“個人”がつながり“地域”全体がより強くつながるよう取り組む。

“吹田”のつながり

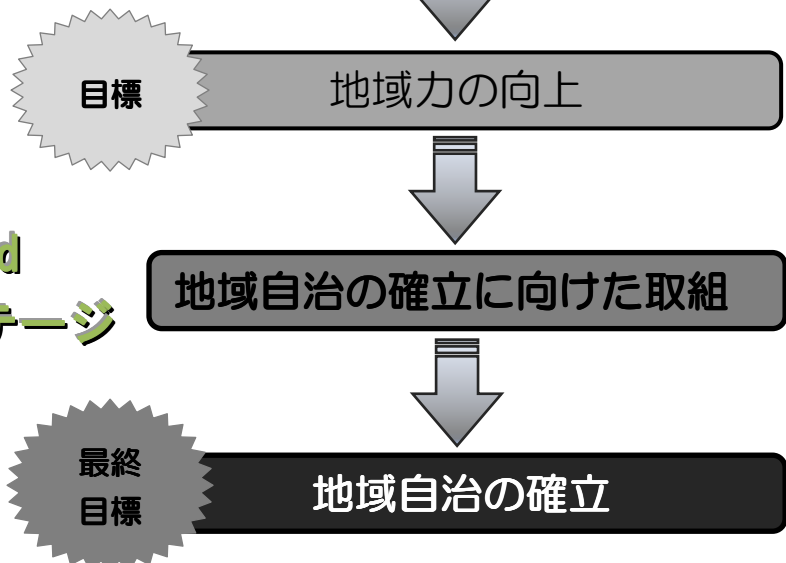
市等はそれぞれの強みを生かして地域を支援するとともに各地域と連携を密にすることで、“吹田”全体で情報を共有できるようにし、ネットワークの相乗効果を図る。

【イメージ図】

1st
ステージ



2nd
ステージ



ご意見、ご感想等ございましたら、
お気軽にお寄せください！

吹田市市民自治推進委員会事務局
(吹田市市民部市民自治推進室)

住 所 : 〒564-8550
吹田市泉町1丁目3番40号
TEL : 06-6384-2139
FAX : 06-6385-8300
E-mail : ks_jichi@city.suita.osaka.jp



※この取組・事例集は、市ホームページで公開しています。

吹田市 市民自治

検索 